

○防衛省令第八号

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六条、第三十一条の四第一項及び第三項、第三十五条第三項、第三十七条第四項、第五十四条第二項並びに第六十七条第一項（同法第七十五条の八において準用する場合を含む）。

）、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第五条において準用する同法第二条第三項第三号並びに国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）第十一条において準用する同法第六条の規定に基づき、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十六年五月三十日

防衛大臣 小野寺五典

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（自衛隊法施行規則の一部改正）

第一条 自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

「第一節 服制（第十六条―第二十条）」

第二節 採用、昇任等（第二十一条―第三十八条）」

第三節 服務の宣誓（第三十九条―第四十二条）」

第四節 勤務時間、休暇及び訓練招集期間（第四十三条―第五十条）」

第五節 居住場所（第五十一条―第五十六条）」

第六節 服務規律（第五十七条―第六十五条）」

第七節 懲戒手続（第六十六条―第八十六条）」

第八節 勤続報奨金（第八十六条の二・第八十六条の三）」

の採用等の協議の方法（第十五条の三）」

十六條―第二十条）」

任等（第二十一条―第三十八条）」

誓（第三十九条―第四十二条）」

「第一節 幹部隊員

第二節 服制（第

第三節 採用、昇

第四節 服務の宣

を
第五節 勤務時間

第六節 居住場所

第七節 服務規律

第八節 懲戒手続

第九節 勤続報奨

、休暇及び訓練招集期間（第四十三条―第五十条）に改める。

（第五十一条―第五十六条）

（第五十七条―第六十五条）

（第六十六条―第八十六条）

金（第八十六条の二・第八十六条の三）

第十三条第二項中第十五号を第十六号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 防衛大臣政策参与

第三章中第八節を第九節とし、第五節から第七節までを一節ずつ繰り下げる。

第四十四条第一項中「（自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官等及び非常勤の隊員を除く。）」を削

り、同条第五項中「（自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官等及び非常勤の隊員（再任用短時間勤務隊員等を除く。）を除く。以下同じ。）」を削る。

第四十九条の三中「第七条第三項」を「第七条第一項」に改める。

第三章中第四節を第五節とし、第三節を第四節とする。

第二十三条の見出しを「（選考による採用）」に改め、同条第一項を次のように改める。

選考による自衛官以外の隊員（自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官等及び非常勤の隊員（法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員を除く。）を除く。第二十九条の三、第三十一条の三及び第四十四条第一項を除き、以下同じ。）の採用（次項に規定する採用及び隊員の幹部職命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

第二十三条第二項中「別表第六の二」を「別表第六」に、「これを行う」を「前項の規定に準じて行うものとする」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第二十八条第一項中「勤務成績」を「人事評価等（法第三十一条第二項に規定する人事評価をいい、国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、当該人事評価が行われていない場合にあつては、当該人事評価以外の能力の実証をいう。以下この条、次条第一項、第三十一条の二第一項、第三

十一條の三第一項及び第三十二條において同じ。）の結果」に改め、同條第二項中「勤務成績」を「人事評価等の結果」に改め、同條第三項を削る。

第二十九條第一項ただし書中「勤務成績が防衛大臣の定める勤務の評定において最上級の区分に属するものとされている者」を「人事評価等の結果に基づき勤務成績が極めて良好である者として防衛大臣が定めるもの」に改める。

第二十九條の二の次に次の一條を加える。

（異なる官職の採用試験に合格した場合の昇任等の特例）

第二十九條の三 自衛官以外の隊員（自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官等及び非常勤の隊員を除く

。第三十一條の三及び第四十四條第一項において同じ。）が現に任命されている官職と異なる官職に係る採用試験に合格した場合には、防衛大臣の定めるところにより、当該隊員について、当該採用試験に係る官職への昇任、降任又は転任を行うことができる。

第三十條の二第一項中「第七條第三項」を「第七條第一項」に改める。

第三十一條の次に次の二條を加える。

(隊員の降任)

第三十一条の二 任命権者は、隊員を降任させる場合には、法第四十二条、第四十二条の二及び第四十六条並びに第二十九条の三の規定による場合を除き、当該隊員の人事評価等の結果に基づき、法第三十七条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性（自衛官にあつては、能力）を有すると認められる階級又は官職に、当該隊員についての人事の計画への影響等を考慮して、行うものとする。

2 任命権者は、隊員から書面による同意を得て、前項の規定により、降任させることができる。

(自衛官以外の隊員の転任)

第三十一条の三 任命権者は、人事評価等の結果に基づき官職に係る能力及び適性を有すると認められる自衛官以外の隊員の中から、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる者を転任させることができる。

2 任命権者は、自衛官以外の隊員について、降任された場合、当該自衛官以外の隊員の同意を得た場合その他特別の事情がある場合を除き、当該自衛官以外の隊員がかつて属していた部局又は機関等で占め

ていた官職より当該部局又は機関等の下位の職制上の段階に属する官職に転任させることとならないようにしなければならない。

第三十二条中「勤務成績（」を「人事評価（法第三十一条第二項に規定する人事評価をいう。以下この条において同じ。）の結果又はその他の能力の実証（」に、「勤務成績を」を「人事評価の結果又はその他の能力の実証を」に改める。

第三章中第二節を第三節とし、第一節を第二節とし、同節の前に次の一節を加える。

第一節 幹部隊員の採用等の協議の方法（第十五条の三）

（幹部隊員の採用等の協議の方法）

第十五条の三 法第三十一条の四第一項又は第三項の規定による協議は、採用等（同条第一項に規定する採用等をいう。以下この条において同じ。）をしようとする者又は採用等をされた者の氏名、当該採用等の内容その他の防衛大臣が定める事項を記載した書面により行うものとする。

附則第七項を次のように改める。

附則第十一項を削る。

別表第六を削り、別表第六の二を別表第六とする。

（防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則の一部改正）

第二条 防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第九号中「第七条第三項」を「第七条第一項」に改める。

（防衛省職員の留学費用の償還に関する省令の一部改正）

第三条 防衛省職員の留学費用の償還に関する省令（平成十八年内閣府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び第九条第二項中「第七条第四項」を「第七条第三項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行す

る。

(経過措置)

2 この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、この省令による改正後の自衛隊法施行規則（以下「新規則」という。）第二十八条、第二十九条第一項、第三十一条の二第一項及び第三十一条の三第一項の規定の適用については、新規則第二十八条第一項中「人事評価等（法第三十一条第二項に規定する人事評価をいい、国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、当該人事評価が行われていない場合にあつては、当該人事評価以外の能力の実証をいう。以下この条、次条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項及び第三十二条において同じ。）の結果」とあるのは「人事評価等（法第三十一条第二項に規定する人事評価をいい、国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、当該人事評価が行われていない場合にあつては、当該人事評価以外の能力の実証をいう。以下この条、次条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項及び第三十二条において同じ。）の結果又はその他の能力の実証」と、同条第二項中「人事評価等の結果」とあるのは「人事評価等の結果又はその他の能力の実証」と、新規則第二十九条第一項ただし書中「人事評価等の結果に基づき勤

務成績が極めて良好である者として防衛大臣が定めるもの」とあるのは「人事評価等の結果に基づき勤務成績が極めて良好である者として防衛大臣が定めるもの又は勤務成績が防衛大臣の定める勤務の評定において最上級の区分に属するものとされている者」と、新規則第三十一条の二第一項及び第三十一条の三第一項中「人事評価等の結果」とあるのは「人事評価等の結果又はその他の能力の実証」とする。

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令案新旧対照条文

目次

○	自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）（第一条関係）	．．．．．	1
○	防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十五号）（第二条関係）	．．．．．	11
○	防衛省職員の留学費用の償還に関する省令（平成十八年内閣府令第六十七号）（第三条関係）	．．．．．	12

改 正 案	現 行
目次 第一章・第二章（略） 第三章 隊員 第一節 幹部隊員の採用等の協議の方法（第十五条の三） 第二節 服制（第十六条―第二十条） 第三節 採用、昇任等（第二十一条―第三十八条） 第四節 服務の宣誓（第三十九条―第四十二条） 第五節 勤務時間、休暇及び訓練招集期間（第四十条―第五十条） 第六節 居住場所（第五十一条―第五十六条） 第七節 服務規律（第五十七条―第六十五条） 第八節 懲戒手続（第六十六条―第八十六条） 第九節 勤続報奨金（第八十六条の二・第八十六条の三） 第四章（略） 附則 （榮譽礼） 第十三条（略） 2 榮譽礼受礼資格者は、次の各号に掲げる者とする。 一 九（略） 十 防衛大臣補佐官 十一 防衛大臣政策参与 十二 十六（略） 第三章 隊員 第一節 幹部隊員の採用等の協議の方法（第十	目次 第一章・第二章（略） 第三章 隊員 （新設） 第一節 服制（第十六条―第二十条） 第二節 採用、昇任等（第二十一条―第三十八条） 第三節 服務の宣誓（第三十九条―第四十二条） 第四節 勤務時間、休暇及び訓練招集期間（第四十条―第五十条） 第五節 居住場所（第五十一条―第五十六条） 第六節 服務規律（第五十七条―第六十五条） 第七節 懲戒手続（第六十六条―第八十六条） 第八節 勤続報奨金（第八十六条の二・第八十六条の三） 第四章（略） 附則 （榮譽礼） 第十三条（略） 2 榮譽礼受礼資格者は、次の各号に掲げる者とする。 一 九（略） 十 防衛大臣補佐官 （新設） 十一 十五（略） 第三章 隊員

五条の三)

(幹部隊員の採用等の協議の方法)

第十五条の三 法第三十一条の四第一項又は第三項の規定による協議は、採用等(同条第一項に規定する採用等をいう。以下この条において同じ。)をしようとする者又は採用等をされた者の氏名、当該採用等の内容その他の防衛大臣が定める事項を記載した書面により行うものとする。

第二節 服制(第十六条―第二十条)

第三節 採用、昇任等(第二十一条―第三十八条)

(選考による採用)

第二十三条 選考による自衛官以外の隊員(自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官等及び非常勤の隊員(法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員を除く。))を除く。第二十九条の三、第三十一条の三及び第四十四条第一項を除き、以下同じ。
(一)の採用(次項に規定する採用及び隊員の幹部職(法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職をいう。)(への任命に該当するものを除く。))は、任命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

2 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)第三条第一項に規定する自衛隊教官である教官(以下別表第六において単に「教官」という。)の採用のための選考は、別表第六に定める資格要件を有する者の中から、前項の規定に準じて行うものとする。
(削る)

(新設)

第一節 服制(第十六条―第二十条)

第二節 採用、昇任等(第二十一条―第三十八条)

(選考の基準)

第二十三条 書記官及び部員の採用のための選考は、別表第六に定めるそれぞれの資格要件を有する者の中からこれを行う。

2 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)第三条第一項に規定する自衛隊教官である教官(以下別表第六の二において単に「教官」という。)の採用のための選考は、別表第六の二に定める資格要件を有する者の中からこれを行う。
3 防衛事務次官、書記官及び部員以外の隊員であつて

3|
(略)

(隊員の昇任)

第二十八条 隊員の昇任は、人事評価等（法第三十一条第二項に規定する人事評価をいい、国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、当該人事評価が行われていない場合にあつては、当該人事評価以外の能力の実証をいう。以下この条、次条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項及び第三十二条において同じ。）の結果に基づく選考によつて行ふ。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、試験によるものとする。

一 九 (略)

2 前項第一号から第三号までに掲げる昇任については、同項ただし書きの規定にかかわらず、人事評価等の結果に基づく選考によつて行うことができる。
(削る)

(昇任に要する期間)

第二十九条 自衛官の昇任のための選考（前条第二項の選考を除く。）又は試験（前条第一項第一号から第三号までに掲げる昇任のための試験を除く。）は、昇任しようとする階級の直近下位の階級（同項第四号から第六号までに掲げる昇任のための試験にあつては、それぞれ陸曹長、海曹長又は空曹長の階級）において、別表第七に定める期間（自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された者の一等陸士、一等海士又は一等空士への昇任にあつては、同表に定める期間から当該

4|
(略)

(隊員の昇任)

第二十八条 隊員の昇任は、勤務成績に基づく選考によつて行ふ。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、試験によるものとする。

一 九 (略)

2 前項第一号から第三号までに掲げる昇任については、同項ただし書きの規定にかかわらず、勤務成績に基づく選考によつて行うことができる。

3| 第二十三条の規定は、前二項の昇任のための選考について準用する。

(昇任に要する期間)

第二十九条 自衛官の昇任のための選考（前条第二項の選考を除く。）又は試験（前条第一項第一号から第三号までに掲げる昇任のための試験を除く。）は、昇任しようとする階級の直近下位の階級（同項第四号から第六号までに掲げる昇任のための試験にあつては、それぞれ陸曹長、海曹長又は空曹長の階級）において、別表第七に定める期間（自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された者の一等陸士、一等海士又は一等空士への昇任にあつては、同表に定める期間から当該

自衛官候補生としての任用期間に相当する期間を減じた期間）勤務した者について行わなければならない。ただし、人事評価等の結果に基づき勤務成績が極めて良好である者として防衛大臣が定めるものについては同表に定める期間の八割の期間（自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された者の一等陸士、一等海士又は一等空士への昇任にあつては、同表に定める期間の八割の期間から当該自衛官候補生としての任用期間に相当する期間を減じた期間）をもつて、防衛大臣の定める特殊な職務に従事する者については別に防衛大臣の定める期間をもつて同表に定める期間に代えることができる。

2

（略）

（異なる官職の採用試験に合格した場合の昇任等の特例）

第二十九条の三 自衛官以外の隊員（自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官等及び非常勤の隊員を除く。第三十一条の三及び第四十四条第一項において同じ。）が現に任命されている官職と異なる官職に係る採用試験に合格した場合には、防衛大臣の定めるところにより、当該隊員について、当該採用試験に係る官職への昇任、降任又は転任を行うことができる。

（派遣又は交流派遣された場合の昇任の特例）

第三十条の二 派遣職員処遇法第二条第一項の規定により派遣された自衛官又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号。以下「官民人事交流法」という。）第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された自衛官（以下「交流派遣自衛官」という。）が職務に復帰した場合において、部内の他の自衛官との均衡上必要があると認められるときは、第二十八条及

自衛官候補生としての任用期間に相当する期間を減じた期間）勤務した者について行わなければならない。ただし、勤務成績が防衛大臣の定める勤務の評定において最上級の区分に属するものとされている者については同表に定める期間の八割の期間（自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された者の一等陸士、一等海士又は一等空士への昇任にあつては、同表に定める期間の八割の期間から当該自衛官候補生としての任用期間に相当する期間を減じた期間）をもつて、防衛大臣の定める特殊な職務に従事する者については別に防衛大臣の定める期間をもつて同表に定める期間に代えることができる。

2

（略）

（新設）

（派遣又は交流派遣された場合の昇任の特例）

第三十条の二 派遣職員処遇法第二条第一項の規定により派遣された自衛官又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号。以下「官民人事交流法」という。）第二十四条第一項において準用する同法第七条第三項の規定により交流派遣された自衛官（以下「交流派遣自衛官」という。）が職務に復帰した場合において、部内の他の自衛官との均衡上必要があると認められるときは、第二十八条及

び第二十九条の規定にかかわらず、選考によつて、その必要に応じた階級に昇任させることができる。

2
(略)

(隊員の降任)

第三十一条の二 任命権者は、隊員を降任させる場合には、法第四十二条、第四十二条の二及び第四十六条並びに第二十九条の三の規定による場合を除き、当該隊員の人事評価等の結果に基づき、法第三十七条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性（自衛官にあつては、能力）を有すると認められる階級又は官職に、当該隊員についての人事の計画への影響等を考慮して、行うものとする。

2 任命権者は、隊員から書面による同意を得て、前項の規定により、降任させることができる。

(自衛官以外の隊員の転任)

第三十一条の三 任命権者は、人事評価等の結果に基づき官職に係る能力及び適性を有すると認められる自衛官以外の隊員の中から、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる者を転任させることができる。

2 任命権者は、自衛官以外の隊員について、降任された場合、当該自衛官以外の隊員の同意を得た場合その他特別の事情がある場合を除き、当該自衛官以外の隊員がかつて属していた部局又は機関等で占めていた官職より当該部局又は機関等の下位の職制上の段階に属する官職に転任させることとならないようにしなければならない。

(予備自衛官及び即応予備自衛官の採用)

第三十二条 予備自衛官及び即応予備自衛官の採用は、志願者が自衛官であつたときの人事評価（法第三十一条第二項に規定する人事評価をいう。以下この条にお

び第二十九条の規定にかかわらず、選考によつて、その必要に応じた階級に昇任させることができる。

2
(略)

(新設)

(新設)

(予備自衛官及び即応予備自衛官の採用)

第三十二条 予備自衛官及び即応予備自衛官の採用は、志願者が自衛官であつたときの勤務成績（その者が予備自衛官又は即応予備自衛官であつたときは、当該予

いて同じ。の結果又はその他の能力の実証（その者が予備自衛官又は即応予備自衛官であつたときは、当該予備自衛官又は即応予備自衛官であつたときの人事評価の結果又はその他の能力の実証を含む。）に基づく選考による。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、口述試験をあわせて行うことができる。

第四節 服務の宣誓（第三十九条―第四十二条）
第五節 勤務時間、休暇及び訓練招集期間（第四十三条―第五十条）

第四十四条 自衛官以外の隊員の勤務時間は、一週間当たり三十八時間四十五分とする。ただし、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法（以下「準用育児休業法」という。）第十二条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた隊員（以下「育児短時間勤務隊員」という。）の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、防衛大臣の定める者（第二項から第六項まで、第九項及び第十項において「官房長等」という。）が定める。

2
4 （略）

5 官房長等は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第七研究職俸給表の適用を受ける隊員（これに類する自衛官以外の隊員を除く。以下同じ。）を含む。）又は同法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける隊員で防衛大臣の定めるものについて、始業及び終業の時刻について自衛官以外の

備自衛官又は即応予備自衛官であつたときの勤務成績を含む。）に基づく選考による。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、口述試験をあわせて行うことができる。

第三節 服務の宣誓（第三十九条―第四十二条）
第四節 勤務時間、休暇及び訓練招集期間（第四十三条―第五十条）

第四十四条 自衛官以外の隊員（自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官等及び非常勤の隊員を除く。）の勤務時間は、一週間当たり三十八時間四十五分とする。ただし、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法（以下「準用育児休業法」という。）第十二条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた隊員（以下「育児短時間勤務隊員」という。）の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、防衛大臣の定める者（第二項から第六項まで、第九項及び第十項において「官房長等」という。）が定める。

2
4 （略）

5 官房長等は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第七研究職俸給表の適用を受ける隊員（これに類する自衛官以外の隊員（自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官等及び非常勤の隊員（再任用短時間勤務隊員等を除く。）を除く。以下同じ。）を含む。）又は同法別表第十専門スタッフ職俸給

(削る)	7 削除	附則	第六節 居住場所(第五十一条—第五十六条) 第七節 服務規律(第五十七条—第六十五条) 第八節 懲戒手続(第六十六条—第八十六条) 第九節 勤続報奨金(第八十六条の二・第八十六条の三)	第四十九条の三 官民人事交流法第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された隊員には、第四十三条から前条までの規定は、適用しない。	6 13 (略) (適用除外)	隊員の申告を考慮して当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることが隊務の能率の向上に資すると認めるところには、前項の規定にかかわらず、防衛大臣の定めるところにより、自衛官以外の隊員の申告を経て、四週間ごとの期間につき第一項(再任用短時間勤務隊員等)にあつては、第二項)に規定する勤務時間となるように当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該隊員が育児短時間勤務隊員である場合にあっては、四週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。
11	7	附則	第五節 居住場所(第五十一条—第五十六条) 第六節 服務規律(第五十七条—第六十五条) 第七節 懲戒手続(第六十六条—第八十六条) 第八節 勤続報奨金(第八十六条の二・第八十六条の三)	第四十九条の三 官民人事交流法第二十四条第一項において準用する同法第七条第三項の規定により交流派遣された隊員には、第四十三条から前条までの規定は、適用しない。	6 13 (略) (適用除外)	表の適用を受ける隊員で防衛大臣の定めるものについて、始業及び終業の時刻について自衛官以外の隊員の申告を考慮して当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることが隊務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、防衛大臣の定めるところにより、自衛官以外の隊員の申告を経て、四週間ごとの期間につき第一項(再任用短時間勤務隊員等)にあつては、第二項)に規定する勤務時間となるように当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該隊員が育児短時間勤務隊員である場合にあっては、四週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。
						この府令施行の際、現に保安庁法施行規則第一章第六節の規定により懲戒に関する手続がなされているものは、この府令第三章第七節の規定に基いてなされたものとみなし、なお引き続きこれらの規定により処理するものとする。
別表第六書記官の項資格要件の欄第四号の適用につ						

(削る)

いては、旧警察予備隊令施行令(昭和二十五年政令第二百七十一号)別表第二及び保安庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第三百二十五号)による改正前の旧保安庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)別表第一に掲げるそれぞれ丙級二号俸以下の俸給を受けていた部員としての在職期間、保安庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第三百二十五号)による改正後の旧保安庁職員給与法及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第五百五十五号)による改正前の防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)のそれぞれ別表第一に掲げる丙級四号俸以下の俸給を受けていた部員としての在職期間並びに防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令(昭和三十三年政令第二百四十七号)附則第十五項の適用を受けていた部員としての在職期間は、部員の職にあつた期間のうちに含まないものとする。

別表第六(第二十三条関係)

官 職	資 格 要 件
	一 行政職俸給表(一)の職務の級八級以上の職にあつた者
	二 行政職俸給表(一)の職務の級七級の職に一年以上あつた者
	三 内閣府設置法第十七条第五項若しくは第六十三条第一項若しくは国家行政組織法第二十一条第一項に規定する局長又はこれと同等の職にあつた者
	四 内閣府設置法第十七条第五項若し

書記官	部員
五 内閣府設置法第十七条第五項若しくは第六十三条第一項若しくは国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又はこれと同等の職にあつた者 六 前各号に掲げる者と同等の経歴を有する者	一 行政職俸給表（一）の職務の級五級以上の職にあつた者 二 行政職俸給表（一）の職務の級三級又は四級の職にあつた者でそれぞれの職務の級の一号俸以上の号俸を受けていた者 三 国家公務員採用上級（甲種）試験、国家公務員採用Ⅰ種試験、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）又は国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の結果によつて人事院が作成した採用候補者名簿の中から選考された者で行政職俸給表（一）の職務の級一級以上の職に五年以上あつた者 四 国家公務員採用上級（乙種）試験の結果によつて人事院が作成した採用候補者名簿の中から選考された者で行政職俸給表（一）の職務の級一

別表第六
(第二十三条関係)
(表略)

別表第六の二
(第二十三条関係)
(表略)

五 級以上の職に六年以上あつた者
前各号に掲げる者と同等の経歴を
有する者

○ 防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十五号）（第二条関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（支給額が零となる職員） 第七条（略） 一〇八（略） 九 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣されている職員 十〇十二（略）	（支給額が零となる職員） 第七条（略） 一〇八（略） 九 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第一項において準用する同法第七条第三項の規定により交流派遣されている職員 十〇十二（略）

○ 防衛省職員の留学費用の償還に関する省令（平成十八年内閣府令第六十七号）（第三条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（職員としての在職期間に含まれる休職の期間） 第六条（略） 2 前項第一号の規定の適用については、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）<u>第三条に規定する派遣職員（次条第一号において「派遣職員」という。）の派遣先の機関の業務又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号。以下「官民人事交流法」という。）第二十四条第一項において準用する官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員（次条第一号において「交流派遣職員」という。）の派遣先企業（官民人事交流法第二十四条第一項において準用する官民人事交流法第七條第三項に規定する派遣先企業をいう。次条第一号において同じ。）の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七條第二項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七條第一項において準用する国家公務員災害補償法第一條の二第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。次条第一号において同じ。）を公務とみなす。</u> （一般職国家公務員等となった者に関する特例） 第九条（略） 2 前項第一号イの規定の適用については、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法	（職員としての在職期間に含まれる休職の期間） 第六条（略） 2 前項第一号の規定の適用については、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）<u>第三条に規定する派遣職員（次条第一号において「派遣職員」という。）の派遣先の機関の業務又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号。以下「官民人事交流法」という。）第二十四条第一項において準用する官民人事交流法第八條第二項に規定する交流派遣職員（次条第一号において「交流派遣職員」という。）の派遣先企業（官民人事交流法第二十四条第一項において準用する官民人事交流法第七條第四項に規定する派遣先企業をいう。次条第一号において同じ。）の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七條第二項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七條第一項において準用する国家公務員災害補償法第一條の二第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。次条第一号において同じ。）を公務とみなす。</u> （一般職国家公務員等となった者に関する特例） 第九条（略） 2 前項第一号イの規定の適用については、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法

律（昭和四十五年法律第百十七号）第三条に規定する派遣職員（次条第一号ロにおいて「一般職派遣職員」という。）の派遣先の機関の業務、官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員（次条第一号ロにおいて「一般職交流派遣職員」という。）の派遣先企業（官民人事交流法第七条第三項に規定する派遣先企業をいう。次条第一号ロにおいて同じ。）の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。次条第一号ロにおいて同じ。）を公務とみなす。

律（昭和四十五年法律第百十七号）第三条に規定する派遣職員（次条第一号ロにおいて「一般職派遣職員」という。）の派遣先の機関の業務、官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員（次条第一号ロにおいて「一般職交流派遣職員」という。）の派遣先企業（官民人事交流法第七条第四項に規定する派遣先企業をいう。次条第一号ロにおいて同じ。）の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。次条第一号ロにおいて同じ。）を公務とみなす。